平成30年6月7日開会

平成 3 0 年第 2 回

杵築市議会定例会議案

目 次

議案第55号 平成30年度杵築市一般会計補正予算(第1号)

- 補 正 予 算 書 1 ペ ー ジ -

議案第56号 杵築市国民健康保険基金条例の一部改正について

- 議 案 書 3 ペ ー ジ -

議案第57号 杵築市税条例等の一部改正について

- 議 案 書 5 ペ ー ジ -

議案第58号 杵築市災害被害者に対する市税の減免に関する条例 の一部改正について - 職 衆 書 26 ページー

議案第59号 杵築市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関 する基準を定める条例の一部改正について

- 議 案 書 28 ペ ー ジ -

議案第60号 杵築市介護保険条例の一部改正について

- 議 案 書 30 ページー

議案第61号 杵築市犯罪被害者等支援条例の制定について

- 議 案 書 32 ペ ー ジ -

議案第62号 訴えの提起について - 職 案 書 36ページー

議案第63号 和解について

- 議 案 書 39 ペ ー ジ -

議案第64号 市道の路線廃止及び路線認定について

- 議 案 書 42 ペ ー ジ -

報告第12号 専決処分の報告について - 職 衆 書 47ページー

報告第13号 一般財団法人杵築市総合振興センターの経営状況に ついて - 職 案 書 50 ページ -

報告第14号 公益社団法人杵築市地域活性化センターの経営状況 について - 職 案 書 52 ページ -

報告第15号 株式会社きっとすきの経営状況について

- 議 案 書 54 ページー

報告第16号 繰越明許費繰越計算書について (平成29年度杵築市一般会計)

- 議 案 書 56 ペ ー ジ -

報告第17号 繰越明許費繰越計算書について

(平成29年度杵築市公共下水道事業特別会計)

- 議 案 書 60 ページー

報告第18号 繰越計算書について

(平成29年度杵築市水道事業会計)

- 議 案 書 62 ペ ー ジ -

議案第56号

杵築市国民健康保険基金条例の一部改正について

杵築市国民健康保険基金条例の一部を改正する条例を次のよう に定める。

平成30年6月7日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市国民健康保険基金条例の一部を改正する条例

杵築市国民健康保険基金条例(平成17年杵築市条例第66号)の一部を次のように改正する。

第1条中「の特殊疾病の異常発生、災害、給付改善等の措置に 対処する財源を積み立てる」を「事業の健全な財政運営に資する 」に改める。

第6条を次のように改める。

(処分)

第6条 市長は、国民健康保険事業に必要な財源が不足する場合 において、当該不足額を補うための財源に充てるときに限り、 基金の全部又は一部を処分することができる。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第57号

杵築市税条例等の一部改正について

杵築市税条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年6月7日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市税条例等の一部を改正する条例

(杵築市税条例の一部改正)

第1条 杵築市税条例 (平成17年杵築市条例第80号) の一部 を次のように改正する。

第23条第1項中「によって」を「により」に改め、同条第3項中「この節」の次に「(第48条第10項から第12項までを除く。)」を加える。

第24条第1項中「によって」を「により」に改め、同項第 2号中「125万円」を「135万円」に改め、同条第2項中 「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改め、「得た金額」の次に「に10万円を加算した金額」を加える。

第31条第2項中「当該」を「同表の」に改める。

第34条の2中「扶養控除額を」の次に「、前年の合計所得金額が2,500万円以下である」を加える。

第34条の6中「所得割の納税義務者」を「前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者」に改め、同条第1号ア及び第2号ア中「においては」を「には」に改める。

第36条の2第1項中「の者」を「に掲げる者」に改め、同項ただし書中「によって」を「により」に改め、「配偶者特別控除額」の次に「(所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。)」を加え、同条第4項中「によって」を「により」に、「においては」を「により」に、「においては」を「によって」を「により」に、「においては」を「には」に、「、第1項」を「、同項」に改め、同条第8項中「においては」を「には」に、「の者」を「に掲げる者」に改め、同項を同条第9項とし、同条第7項中「におい

ては」を「には」に、「の者」を「に掲げる者」に改め、同項 を同条第8項とし、同条第6項中「においては」を「には」に、 「の者」を「に掲げる者」に改め、同項を同条第7項とし、同 条第5項の次に次の1項を加える。

6 第23条第1項第1号に掲げる者は、第34条の7第1項 (同項第2号に掲げる寄附金に係る部分に限る。)の規定に より控除すべき金額の控除を受けようとする場合には、3月 15日までに、施行規則第5号の5の3様式による申告書を、 市長に提出しなければならない。

第48条第1項中「による申告書」の次に「(第10項及び 第11項において「納税申告書」という。)」を加え、同条に次 の3項を加える。

- 10 法第321条の8第42項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第42項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項において「申告書記載事項」という。)を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構(第12項において「機構」という。)を経由して行う方法その他施行規則で定める方法により市長に提供することにより、行わなければならない。
- 11 前項の規定により行われた同項の申告については、申告 書記載事項が記載された納税申告書により行われたものとみ なして、この条例又はこれに基づく規則の規定を適用する。
- 12 第10項の規定により行われた同項の申告は、法第76 2条第1号の機構の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規

定する市長に到達したものとみなす。

第52条第1項及び第4項中「によって」を「により」に改める。

第53条の7中「第5号の8様式」の次に「又は施行規則第 2条第4項ただし書の規定により総務大臣が定めた様式」を加 える。

第92条を第92条の2とし、第2章第4節中同条の前に次の1条を加える。

(製造たばこの区分)

- 第92条 製造たばこの区分は、次に掲げるとおりとし、製造 たばこ代用品に係る製造たばこの区分は、当該製造たばこ代 用品の性状によるものとする。
 - (1) 喫煙用の製造たばこ
 - ア 紙巻たばこ
 - イ 葉巻たばこ
 - ウ パイプたばこ
 - エ 刻みたばこ
 - オ 加熱式たばこ
 - (2) かみ用の製造たばこ
 - (3) かぎ用の製造たばこ
 - 第93条の次に次の1条を加える。

(製造たばことみなす場合)

第93条の2 加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したもの(たばこ事業法第3条第1項に規定する会社(以下この条において「会社」という。)、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを製造した特定販売業者、加

熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを会社 又は特定販売業者から委託を受けて製造した者その他これら に準ずる者として施行規則第8条の2の2で定める者により 売渡し、消費等又は引渡しがされたもの及び輸入されたもの に限る。以下この条及び次条第3項第1号において「特定加 熱式たばこ喫煙用具」という。)は、製造たばことみなして、 この節の規定を適用する。この場合において、特定加熱式た ばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばことす る。

第94条第1項中「第92条第1項」を「第92条の2第 1項」に改め、「消費等」の次に「(以下この条及び第98 条において「売渡し等」という。)」を加え、同条第2項中「 前項の製造たばこ」の次に「(加熱式たばこを除く。)」を加 え、「喫煙用の紙巻たばこ」を「紙巻たばこ」に、「当該右 欄」を「同表の右欄」に改め、同項後段を削り、同項の表第 1号ア中「パイプたばこ」を「葉巻たばこ」に改め、同号イ 中「葉巻たばこ」を「パイプたばこ」に改め、同条第4項中 「前項」を「前2項」に改め、「関し、」の次に「第4項の 」を、「重量」の次に「又は前項の加熱式たばこの品目ごと の1個当たりの重量」を加え、同項を同条第6項とし、同項 の前に次の1項を加える。

5 第3項第2号に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量(同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。) に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

第94条第3項中「前項」を「第2項」に改め、「の重量を 」の次に「紙巻たばこの」を加え、「場合の」を「場合又は前 項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重 量を紙巻たばこの本数に換算する場合における」に、「第92 条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等」を 「売渡し等」に、「同欄に掲げる」を「第92条に掲げる」に、 「喫煙用の紙巻たばこ」を「紙巻たばこ」に改め、同項を同条 第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

- 3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。
 - (1) 加熱式たばこ(特定加熱式たばこ喫煙用具を除く。) の重量の1グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法
 - (2) 加熱式たばこの重量(フィルターその他の施行規則 第16条の2の2で定めるものに係る部分の重量を除 く。) の0.4グラムをもって紙巻たばこの0.5本 に換算する方法
 - (3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額(所得税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第7号)附則第48条第1項第1号に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律(平成10

年法律第137号)第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。)をもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法

- ア 売渡し等の時における小売定価(たばこ事業法第3 3条第1項又は第2項の認可を受けた小売定価をいう。)が定められている加熱式たばこ 当該小売定価に相 当する金額(消費税法(昭和63年法律第108号) の規定により課されるべき消費税に相当する金額及び 法第2章第3節の規定により課されるべき地方消費税 に相当する金額を除く。)
- イ アに掲げるもの以外の加熱式たばこ たばこ税法(昭和59年法律第72号)第10条第3項第2号ロ及 び第4項の規定の例により算定した金額

第94条に次の4項を加える。

- 7 第3項第3号に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号 ア又はイに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合に おける計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1 個当たりの同号ア又はイに定める金額に当該加熱式たばこの 品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、その合計額を紙 巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。
- 8 前項の計算に関し、加熱式たばこの品目ごとの1個当たり の第3項第3号アに定める金額又は紙巻たばこの1本の金額 に相当する金額に1銭未満の端数がある場合には、その端数 を切り捨てるものとする。

- 9 第3項各号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に同項に規定する数を乗じて計算した紙巻たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。
- 10 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し 必要な事項は、施行規則で定めるところによる。

第95条中「5,262円」を「5,692円」に改める。

第96条第3項中「第92条」を「第92条の2」に改める。

第98条第1項中「によって」を「により」に、「第92条 第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等」を「 売渡し等」に改める。

附則第3条の5第1項中「得た金額」の次に「に10万円を 加算した金額」を加える。

附則第8条の2中第26項を第27項とし、第25項の次に 次の1項を加える。

26 法附則第15条第47項に規定する市町村の条例で定め る割合は、零とする。

附則第15条の2第3項中「第37条の7」を「第37条の6」に、「第37条の9の4又は第37条の9の5」を「第37条の8又は第37条の9」に改める。

第2条 杵築市税条例の一部を次のように改正する。

第94条第3項中「0.8」を「0.6」に、「0.2」を「0.4」に改める。

附則第8条の2第24項中「附則第15条第44項」を「附 則第15条第43項」に改め、同条第25項中「附則第15条 第45項」を「附則第15条第44項」に改め、同条第26項 中「附則第15条第47項」を「附則第15条第46項」に改 める。 第3条 杵築市税条例の一部を次のように改正する。

第94条第3項中「0.6」を「0.4」に、「0.4を」を「0.6を」に改め、同項第3号中「附則第48条第1項第1号」を「附則第48条第1項第2号」に改める。

第95条中「5,692円」を「6,122円」に改める。 第4条 杵築市税条例の一部を次のように改正する。

第94条第3項中「0.4を」を「0.2を」に、「0.6」を「0.8」に改め、同項第3号中「所得税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第7号)附則第48条第1項第2号に定める」を「たばこ税法(昭和59年法律第72号)第11条第1項に規定する」に改め、同号イ中「(昭和59年法律第72号)」を削る。

第95条中「6,122円」を「6,552円」に改める。 第5条 杵築市税条例の一部を次のように改正する。

第93条の2中「及び次条第3項第1号」を削る。

第94条第3項中「第1号」を「次」に改め、「紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した」を削り、同項第1号を削り、同項第2号を同項第1号とし、同条第4項中「又は第3項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合」を削り、同条第5項中「第3項第2号」を「第3項第2号」に改め、同条第7項中「第3項第3号」を「第3項第2号」に改め、同条第8項中「第3項第3号ア」を「第3項第2号」に改め、同条第8項を削り、同条第10項を同条第9項とする。

(杵築市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第6条 杵築市税条例等の一部を改正する条例(平成27年杵築 市条例第21号)の一部を次のように改正する。

附則第5条第2項中「新条例」を「杵築市税条例」に改め、 同項第3号中「平成31年3月31日」を「平成31年9月3 0日|に改め、同条第3項中「上欄」を「左欄」に、「下欄| を「右欄」に改め、同条第4項中「新条例第92条第1項」を 「杵築市税条例第92条の2第1項」に改め、同条第6項中「 によって」を「により」に改め、同条第7項中「においては」 を「には」に、「上欄」を「左欄」に、「下欄」を「右欄」に 改め、同条第10項中「上欄」を「左欄」に、「下欄」を「右 欄」に改め、同条第12項中「上欄」を「左欄」に、「下欄」 を「右欄」に改め、同条第13項中「平成31年4月1日」を 「平成31年10月1日」に、「1,262円」を「1,69 2円」に改め、同条第14項中「上欄」を「左欄」に、「下欄 」を「右欄」に改め、同項の表第5項の項中「平成31年4月 30日 | を「平成31年10月31日 | に改め、同表第6項の 項中「平成31年9月30日」を「平成32年3月31日」に 改める。

附 則

(施行期日)

- 第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号 に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第1条中杵築市税条例第92条を第92条の2とし、 第2章第4節中同条の前に1条を加える改正規定、同条 例第93条の次に1条を加える改正規定並びに同条例第 94条から第96条まで及び第98条の改正規定並びに

- 第6条並びに附則第3条から第5条までの規定 平成3 0年10月1日
- (2) 第1条中杵築市税条例第24条第2項の改正規定(「 控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める部分に 限る。)及び同条例第36条の2第1項の改正規定並び に同条例附則第15条の2第3項の改正規定並びに次条 第1項の規定 平成31年1月1日
- (3) 第2条(次号に掲げる改正規定を除く。)の規定 平 成31年4月1日
- (4) 第2条中杵築市税条例第94条第3項の改正規定 平成31年10月1日
- (5) 第1条中杵築市税条例第23条第1項及び第3項並び に第48条第1項の改正規定並びに同条に3項を加える 改正規定並びに次条第3項の規定 平成32年4月1日
- (6) 第3条並びに附則第6条及び第7条の規定 平成32年10月1日
- (7) 第1条中杵築市税条例第24条第1項第2号の改正規 定、同条第2項の改正規定(第2号に掲げる改正規定を 除く。)並びに同条例第34条の2及び第34条の6の 改正規定並びに同条例附則第3条の5の改正規定並びに 次条第2項の規定 平成33年1月1日
- (8) 第4条並びに附則第8条及び第9条の規定 平成33 年10月1日
- (9) 第5条の規定 平成34年10月1日
- (10) 第1条中杵築市税条例附則第8条の2第26項を同条第27項とし、同条第25項の次に1項を加える改正規定 生産性向上特別措置法(平成30年法律第25号)の施行の日

(市民税に関する経過措置)

- 第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の杵築市税条例の 規定中個人の市民税に関する部分は、平成31年度以後の年度 分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人 の市民税については、なお従前の例による。
- 2 前条第7号に掲げる規定による改正後の杵築市税条例の規定 中個人の市民税に関する部分は、平成33年度以後の年度分の 個人の市民税について適用し、平成32年度分までの個人の市 民税については、なお従前の例による。
- 3 第1条の規定による改正後の杵築市税条例(附則第4条において「新条例」という。)第23条第1項及び第3項並びに第48条第10項から第12項までの規定は、前条第5号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(市たばこ税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

(手持品課税に係る市たばこ税)

第4条 平成30年10月1日前に地方税法第465条第1項に 規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費 等(同法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡し を除く。附則第7条第1項及び第9条第1項において「売渡し 等」という。) が行われた製造たばこ(杵築市税条例等の一部 を改正する条例(平成27年杵築市条例第21号)附則第5条 第1項に規定する紙巻たばこ3級品を除く。以下この項及び第 5項において「製造たばこ」という。) を同日に販売のため所 持する卸売販売業者等(新条例第92条の2第1項に規定する 卸売販売業者等をいう。以下同じ。) 又は小売販売業者がある 場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律 (平成30年法律第7号。附則第7条第1項及び第9条第1項 において「所得税法等改正法」という。) 附則第51条第1項 の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日 にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなし て同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、こ れらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ(これらの者 が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場 所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所 在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持され るものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみ なして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の 課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本 数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430 円とする。

- 2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成30年総務省令第24号)別記第2号様式による申告書を平成30年10月31日までに市長に提出しなければならない。
- 3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成31年4月1 日までに、その申告に係る税金を地方税法施行規則(昭和29 年総理府令第23号。以下「施行規則」という。) 第34号の 2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に 規定するもののほか、新条例第19条、第98条第4項及び第 5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。こ の場合において、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の 中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第19条	第98条第1項若し	杵築市税条例等の一
	くは第2項、	部を改正する条例(
		平成30年杵築市条
		例第 号。以下こ
		の条及び第2章第4
		節において「平成3
		0年改正条例」とい
		う。) 附則第4条第
		3項、
第19条第2号	第98条第1項若し	平成30年改正条例
	くは第2項	附則第4条第2項
第19条第3号	第81条の6第1項	平成30年改正条例
	の申告書、第98条	附則第4条第3項の
	第1項若しくは第2	納期限
	項の申告書又は第1	
	39条第1項の申告	
	書でその提出期限	
第98条第4項	施行規則第34号の	地方税法施行規則の
	2様式又は第34号	一部を改正する省令
	の2の2様式	(平成30年総務省
		令第24号)別記第
		2 号様式

第98条第5項	第1項又は第2項	平成30年改正条例
		附則第4条第3項
第100条の2	第98条第1項又は	平成30年改正条例
第1項	第 2 項	附則第4条第2項
	当該各項	同項
第101条第2	第98条第1項又は	平成30年改正条例
項	第2項	附則第4条第3項

5 新条例第99条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて同項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

(手持品課税に係る市たばこ税に関する経過措置)

第5条 平成30年10月1日から平成31年9月30日までの間における前条第4項の規定の適用については、同項の表第19条第3号の項中「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」とあるのは、「第98条第1項」とする。

(市たばこ税に関する経過措置)

第6条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第6号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった市たばこ

税については、なお従前の例による。

(手持品課税に係る市たばこ税)

- 第7条 平成32年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第9項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこ税を課されることがあるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たは市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には所の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなして、市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。
- 2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売 業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令 (平成30年総務省令第25号。附則第9条第2項において「 平成30年改正規則」という。) 別記第2号様式による申告書 を平成32年11月2日までに市長に提出しなければならない。
- 3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成33年3月3 1日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5 様式による納付書によって納付しなければならない。
- 4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に 規定するもののほか、第3条の規定による改正後の杵築市税条 例(以下この項及び次項において「32年新条例」という。)

第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに 第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左 欄に掲げる32年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、 それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第19条	第98条第1項若し	杵築市税条例等の一
	くは第2項、	部を改正する条例(
		平成30年杵築市条
		例第 号。以下こ
		の条及び第2章第4
		節において「平成3
		0年改正条例」とい
		う。) 附則第7条第
		3項、
第19条第2号	第98条第1項若し	平成30年改正条例
	くは第2項	附則第7条第2項
第19条第3号	第81条の6第1項	平成30年改正条例
	の申告書、第98条	附則第7条第3項の
	第1項若しくは第2	納期限
	項の申告書又は第1	
	39条第1項の申告	
	書でその提出期限	
第98条第4項	施行規則第34号の	地方税法施行規則の
	2様式又は第34号	一部を改正する省令
	の2の2様式	(平成30年総務省
		令第25号)別記第
		2 号様式
第98条第5項	第1項又は第2項	平成30年改正条例

		附則第7条第3項
第100条の2	第98条第1項又は	平成30年改正条例
第1項	第 2 項	附則第7条第2項
	当該各項	同項
第101条第2	第98条第1項又は	平成30年改正条例
項	第2項	附則第7条第3項

5 32年新条例第99条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて同項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

(市たばこ税に関する経過措置)

第8条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第8号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

(手持品課税に係る市たばこ税)

第9条 平成33年10月1日前に売渡し等が行われた製造たば こを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業 者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第 51条第11項の規定により製造たばこの製造者として当該製 造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ(これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

- 2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売 業者の営業所ごとに、平成30年改正規則別記第2号様式によ る申告書を平成33年11月1日までに市長に提出しなければ ならない。
- 3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成34年3月3 1日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5 様式による納付書によって納付しなければならない。
- 4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に 規定するもののほか、第4条の規定による改正後の杵築市税条 例(以下この項及び次項において「33年新条例」という。) 第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに 第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左 欄に掲げる33年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、 それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第19条	第98条第1項若し	杵築市税条例等の一
	くは第2項、	部を改正する条例(
		平成30年杵築市条

(例第 号。以下この条及び第2章第4 節において「可成3 0年改正条例」という。) 附則第9条第 3項、 第19条第2号 第19条第3号 第1条の6第1項 の申告書、第98条 第1項若しくは第2 項の申告書でその提出期限 第9条第1項の申告書でその提出期限 第9条第1項の申告書でその提出期限 第9条第1項がよびでする省令の2の2様式 (平成30年総務省令第25号)別記第2号様式 第98条第5項 第1項又は第2項 平成30年改正条例附則第9条第3項 第100条の2 第98条第1項又は第2項 平成30年改正条例附則第9条第3項 第100条の2 第98条第1項又は 平成30年改正条例 所則第9条第3項 第101条第2項			
第19条第2号 第98条第1項若し (大講2項 (大講2項 (大講2項 (大講2項 (大講2項 (大講2項 (大講2項 (大講30年改正条例 (大講9条第3号 (大講98条第1項若しくは第2項の申告書、第98条 (新り第9条第3項の申告書でその提出期限 (大規則第34号の2の2様式 (大政30年総務省令第25号)別記第2号様式 (平成30年総務省令第25号)別記第2号様式 (平成30年総務省令第25号)別記第2号様式 (平成30年総務省令第25号)別記第2号様式 (平成30年改正条例 (大政30年改正条例 (大政30年文 (大政			例第 号。以下こ
			の条及び第2章第4
第19条第2号 第98条第1項若し マ成30年改正条例 附則第9条第2項 平成30年改正条例 附則第9条第2項 平成30年改正条例 附則第9条第3項の申告書、第98条第1項の申告書でその提出期限 地方税法施行規則の 一部を改正する省令の2の2様式 で成30年総務省令第25号)別記第2号様式 平成30年総務省令第25号)別記第2号様式 平成30年改正条例 附則第9条第3項 平成30年改正条例 附則第9条第3項 平成30年改正条例 所則第9条第3項 平成30年改正条例 所則第9条第3項 平成30年改正条例 所則第9条第3項 平成30年改正条例 所則第9条第2項 一項 当該各項 同項 平成30年改正条例 下級30年改正条例 下級30年改正系列 下級30年次			節において「平成3
第19条第2号 第98条第1項若し くは第2項 平成30年改正条例 附則第9条第2項 第19条第3号 第81条の6第1項 の申告書、第98条 第1項若しくは第2 項の申告書又は第1 39条第1項の申告 書でその提出期限 第98条第4項 施行規則第34号の 2様式又は第34号の2様式 (平成30年総務省令第25号)別記第2号様式 第98条第5項 第1項又は第2項 平成30年改正条例 附則第9条第3項 第100条の2 第98条第1項又は 平成30年改正条例 所則第9条第3項 第1項 第2項 平成30年改正条例 所則第9条第3項 平成30年改正条例 所則第9条第3項 平成30年改正条例 所則第9条第3項 平成30年改正条例 所則第9条第3項 平成30年改正条例 所則第9条第3項 平成30年改正条例 所則第9条第3項 平成30年改正条例 所則第9条第2項 一回項			0年改正条例」とい
第19条第2号 第98条第1項若し マ成30年改正条例 内則第9条第2項 第19条第3号 第81条の6第1項 の申告書、第98条 第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書でその提出期限 第98条第4項 施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式 (平成30年総務省令第25号)別記第2号様式 平成30年改正条例 附則第9条第3項 第100条の2 第98条第1項又は第2項 平成30年改正条例 所則第9条第3項 第1項又は第2項 平成30年改正条例 所則第9条第3項 第1項 第2項 当該各項 同項 第98条第1項又は 平成30年改正条例 所則第9条第2項 当該各項 同項 第101条第2 第98条第1項又は 平成30年改正条例 所則第9条第2項 同項 第101条第2 第98条第1項又は 平成30年改正条例 所則第9条第2項 同項 第101条第2 第98条第1項又は 平成30年改正条例 所則第9条第2項 回項 第101条第2 第101条第2 項 回項 平成30年改正条例 所則第9条第2項 回項 第101条第2 101条第2 101条第2 101条第2 101条第2 101条第2 101条 101条 101条 101条 101条 101条			う。) 附則第9条第
大は第2項 附則第9条第2項 第19条第3号 第81条の6第1項 平成30年改正条例 附則第9条第3項の申告書、第98条 第1項若しくは第2項の申告書でその提出期限 第9条第1項の申告書でその提出期限 地方税法施行規則の2様式又は第34号の2の2様式 で成30年総務省令第25号)別記第2号様式 第1項又は第2項 平成30年改正条例 附則第9条第3項 平成30年改正条例 第1項 第2項 平成30年改正条例 第1項 第2項 当該各項 同項 第101条第2 第98条第1項又は 平成30年改正条例 下成30年改正条例 下級30年改正条例 下級30年改正系列 下級30年被 下級30年改正系列 下級30年被 下級30年改正系列 下級30年改正 下級30年改正 下級30年改正 下級30年改正 下級30年改正 下級30年改正 下級30年改正 下級30年 下級			3項、
第19条第3号 第81条の6第1項 の申告書、第98条 第1項若しくは第2項の申告書でその提出期限 平成30年改正条例 附則第9条第3項の納期限 第98条第4項 施行規則第34号の 2様式又は第34号の202様式 (平成30年総務省令第25号)別記第2号様式 第98条第5項 第1項又は第2項 平成30年改正条例 附則第9条第3項 平成30年改正条例 所則第9条第3項 平成30年改正条例 所則第9条第3項 平成30年改正条例 所則第9条第2項 当該各項 明項 第101条第2 第98条第1項又は 平成30年改正条例 所則第9条第2項 回項 第101条第2 第98条第1項又は 平成30年改正条例 所則第9条第2項 回項 第101条第2 第98条第1項又は 平成30年改正条例 所則第9条第2項 回項 第101条第2 第98条第1項又は 平成30年改正条例 下成30年改正条例 所列第9条第2項 回項	第19条第2号	第98条第1項若し	平成30年改正条例
の申告書、第98条 第1項若しくは第2 項の申告書又は第1 39条第1項の申告 書でその提出期限 第98条第4項 施行規則第34号の 2様式又は第34号の2様式 (平成30年総務省令第25号)別記第2号様式 第98条第5項 第1項又は第2項 平成30年改正条例附則第9条第3項 第100条の2 第98条第1項又は 平成30年改正条例所則第9条第3項 第1項 第2項 円別第9条第2項 当該各項 同項 第101条第2 第98条第1項又は 平成30年改正条例		くは第2項	附則第9条第2項
第1項若しくは第2 項の申告書又は第1 39条第1項の申告 書でその提出期限 第98条第4項 施行規則第34号の 2様式又は第34号 一部を改正する省令 の2の2様式 (平成30年総務省 令第25号)別記第 2号様式 第98条第5項 第1項又は第2項 平成30年改正条例 附則第9条第3項 第100条の2 第98条第1項又は 平成30年改正条例 第1項 第2項	第19条第3号	第81条の6第1項	平成30年改正条例
項の申告書又は第1 39条第1項の申告 書でその提出期限 第98条第4項 施行規則第34号の 2様式又は第34号 一部を改正する省令 の2の2様式 (平成30年総務省 令第25号)別記第 2号様式 第98条第5項 第1項又は第2項 平成30年改正条例 附則第9条第3項 第100条の2 第98条第1項又は 平成30年改正条例 第1項 当該各項 同項 第101条第2 第98条第1項又は 平成30年改正条例		の申告書、第98条	附則第9条第3項の
第98条第4項施行規則第34号の 2様式又は第34号 の2の2様式 (平成30年総務省令第25号)別記第2号様式第98条第5項第1項又は第2項平成30年総務省令第25号)別記第2号様式第100条の2第98条第1項又は第2項平成30年改正条例附則第9条第3項第1項第2項平成30年改正条例附則第9条第2項 当該各項第1項第2項財則第9条第2項当該各項同項第101条第2第98条第1項又は 当該各項平成30年改正条例		第1項若しくは第2	納期限
書でその提出期限第98条第4項施行規則第34号の 2様式又は第34号 の2の2様式 (平成30年総務省 令第25号)別記第 2号様式第98条第5項第1項又は第2項 附則第9条第3項第100条の2 第1項第98条第1項又は 第2項 当該各項平成30年改正条例 附則第9条第3項第101条第2第98条第1項又は 第2項 当該各項平成30年改正条例 附則第9条第2項 同項第101条第2第98条第1項又は 第98条第1項又は 平成30年改正条例		項の申告書又は第1	
第98条第4項 施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式 (平成30年総務省の第25号)別記第2号様式 第98条第5項 第1項又は第2項 平成30年総務省の第25号)別記第2号様式 第98条第5項 第1項又は第2項 平成30年改正条例附則第9条第3項 第100条の2 第98条第1項又は 平成30年改正条例附則第9条第2項当該各項 第1項 第2項 財則第9条第2項目項 第101条第2 第98条第1項又は 平成30年改正条例 第101条第2 第98条第1項又は 平成30年改正条例		39条第1項の申告	
2様式又は第34号 の2の2様式一部を改正する省令 (平成30年総務省令第25号)別記第2号様式第98条第5項第1項又は第2項平成30年改正条例 附則第9条第3項第100条の2第98条第1項又は 第2項平成30年改正条例 附則第9条第2項 門則第9条第2項第1項第2項 当該各項同項第101条第2第98条第1項又は 当該各項平成30年改正条例		書でその提出期限	
の2の2様式(平成30年総務省令第25号)別記第2号様式第98条第5項第1項又は第2項平成30年改正条例附則第9条第3項第100条の2第98条第1項又は 平成30年改正条例附則第9条第2項第1項第2項附則第9条第2項当該各項同項第101条第2第98条第1項又は 平成30年改正条例	第98条第4項	施行規則第34号の	地方税法施行規則の
今第25号)別記第2号様式第98条第5項第1項又は第2項平成30年改正条例 附則第9条第3項第100条の2第98条第1項又は 平成30年改正条例 附則第9条第2項 当該各項 同項第1項第2項 同項第101条第2第98条第1項又は 平成30年改正条例		2様式又は第34号	一部を改正する省令
2 号様式第98条第5項第1項又は第2項平成30年改正条例 附則第9条第3項第100条の2第98条第1項又は 第2項 当該各項平成30年改正条例 附則第9条第2項 同項第1項第2項 当該各項同項第101条第2第98条第1項又は平成30年改正条例		の2の2様式	(平成30年総務省
第98条第5項第1項又は第2項平成30年改正条例 附則第9条第3項第100条の2第98条第1項又は 第2項 当該各項平成30年改正条例 附則第9条第2項 同項第101条第2第98条第1項又は 当該各項平成30年改正条例			令第25号)別記第
第100条の2第98条第1項又は 第2項平成30年改正条例 附則第9条第2項 問項第1項第2項 当該各項同項第101条第2第98条第1項又は 平成30年改正条例			2 号様式
第100条の2第98条第1項又は 第2項平成30年改正条例 附則第9条第2項当該各項同項第101条第2第98条第1項又は平成30年改正条例	第98条第5項	第1項又は第2項	平成30年改正条例
第1項第2項附則第9条第2項当該各項同項第101条第2第98条第1項又は平成30年改正条例			附則第9条第3項
当該各項同項第101条第2第98条第1項又は平成30年改正条例	第100条の2	第98条第1項又は	平成30年改正条例
第101条第2 第98条第1項又は 平成30年改正条例	第1項	第2項	附則第9条第2項
		当該各項	同項
項 第2項 附則第9条第3項	第101条第2	第98条第1項又は	平成30年改正条例
	項	第2項	附則第9条第3項

^{5 33}年新条例第99条の規定は、販売契約の解除その他やむ を得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売

業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により市た ばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売 販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販 売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規 定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規 則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考 となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製 造たばこについて同項の規定により市たばこ税が課された、又 は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、 当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同 様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

議案第58号

杵築市災害被害者に対する市税の減免に関する条例 の一部改正について

杵築市災害被害者に対する市税の減免に関する条例の一部を改 正する条例を次のように定める。

平成30年6月7日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市災害被害者に対する市税の減免に関する条例 の一部を改正する条例

杵築市災害被害者に対する市税の減免に関する条例(平成17 年杵築市条例第82号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年1月1日から施行する。 (市民税に関する経過措置)
- 2 この条例による改正後の杵築市災害被害者に対する市税の減 免に関する条例の規定は、平成31年度以後の年度分の市民税 について適用し、平成30年度分までの市民税については、な お従前の例による。

議案第59号

杵築市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関 する基準を定める条例の一部改正について

杵築市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を 定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年6月7日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関 する基準を定める条例の一部を改正する条例

杵築市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を 定める条例(平成26年杵築市条例第23号)の一部を次のよう に改正する。

- 第10条第3項第4号を次のように改める。
 - (4) 教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条 に規定する免許状を有する者
- 第10条第3項に次の1号を加える。
 - (10) 5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの

附則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第60号

杵築市介護保険条例の一部改正について

杵築市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年6月7日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市介護保険条例の一部を改正する条例

杵築市介護保険条例(平成17年杵築市条例第130号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第6号ア中「第38条第4項」を「第22条の2 第2項」に改める。

附則

この条例は、平成30年8月1日から施行する。

議案第61号

杵築市犯罪被害者等支援条例の制定について

杵築市犯罪被害者等支援条例を次のように定める。

平成30年6月7日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市犯罪被害者等支援条例

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、並びに市及び市民等の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等の支援を総合的に推進し、もって犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復及び軽減を図ることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当 該各号に定めるところによる。
 - (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及 ぼす行為をいう。
 - (2) 犯罪被害者等 犯罪等により被害を受けた者及びその 家族又は遺族をいう。
 - (3) 二次的被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、 周囲の無理解や心ない言動、インターネットを通じて行 われる誹謗中傷、報道機関による過剰な取材等により、 犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、私生 活の平穏の侵害、経済的な損失等の被害をいう。
 - (4) 市民等 市内に居住し、通勤し、通学し、又は滯在している者及び市内において事業活動を行っているものをいう。

(基本理念)

- 第3条 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されることを旨として推進されなければならない。
- 2 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が犯罪等により受けた

被害の状況及び原因、二次的被害に苦しめられている等犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じ、適切に行われなければならない。

3 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が安心して暮らすこと ができるよう、必要な支援が途切れることなく提供されること を旨として行われなければならない。

(市の責務)

- 第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、犯罪被害者等の支援に関する施策を総合的に策 定し、及び実施するものとする。
- 2 市は、前項の施策を実施するに当たっては、国、県、犯罪被害者等の支援を行うことを目的とする民間の団体その他の犯罪被害者等の支援に関係するものと相互に連携を図るものとする。 (市民等の責務)
- 第5条 市民等は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深め、二次的被害が生じることのないよう十分配慮するとともに、市が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(相談及び情報の提供等)

- 第6条 市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うものとする。
- 2 市は、前項に規定する支援を行うための窓口を設置するものとする。

(見舞金の支給)

第7条 市は、犯罪被害者等に対して、経済的負担の軽減を図る

ため、別に定めるところにより、犯罪被害者等に対し見舞金を 支給するものとする。

(日常生活の支援)

第8条 市は、犯罪被害者等が安心して日常生活を営むことができるようにするため、福祉サービスの提供その他の必要な支援 を行うものとする。

(居住の安定)

第9条 市は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難と なった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、市営住宅への入 居における特別の配慮その他の必要な支援を行うものとする。

(広報及び啓発)

第10条 市は、二次的被害の防止、犯罪被害者等の支援の必要 性等について市民等の理解を深めるため、広報及び啓発に努め るものとする。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、犯罪被害者等の支援に 関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この条例は、平成30年7月1日から施行する。

議案第62号

訴えの提起について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第12 号の規定により、次のとおり訴えの提起をすることについて、議 会の議決を求める。

平成30年6月7日提出

杵築市長 永 松 悟

記

2. 事件名 建物明渡し等請求事件

3. 事件の概要

杵築市は、次の表のとおり市営住宅の家賃を長期にわたって滞納している入居者に対し、家賃を納入するよう再三にわたり請求してきたが当該入居者がこれに応じないため、大分地方裁判所に提起するものである。

市営住宅等の	住宅番号	入居者等の住所	滞納家賃の額
名称		及び氏名	
			742,000円

注 この表の滞納家賃の額の欄の金額は、平成30年3月分までの家賃で、同年3月31日現在において杵築市指定金融機関等に収納されていないものの額である。

4. 請求の趣旨

- (1)被告は、原告に対し、被告の入居している市営住宅を明け渡せ。
- (2)被告は、原告に対し、被告の入居している市営住宅の明 渡し請求の日の属する月までの家賃で未納のもの及び明渡 しの請求の日の属する月の翌月の初日から明渡しの日まで の近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額の損害賠

償金を支払え。

- (3) 訴訟費用は被告の負担とする。
- (4) 仮執行宣言
- 5. 訴訟の方針
 - (1) 弁護士 氏を訴訟代理人と定める。
 - (2) 必要がある場合は、控訴し、又は和解する。

議案第63号

和解について

次のとおり和解することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。

平成30年6月7日提出

杵築市長 永 松 悟

記

平成29年5月に発生したスクールバスの事故について、当事者間において次の和解条件のとおり和解を成立させる。

1. 当事者の表示

甲 杵築市 市長 永 松 悟 大分県杵築市大字杵築377番地1



2. 事故の概要

平成29年5月11日午後4時45分頃、杵築市山香町大字立石の国道10号と市道御屋敷線の丁字路交差点(旧北部中学校入口)において、甲所有のスクールバスが市道から国道へ出ようとした際、宇佐方面から走行してきた乙所有の4トントラックが信号を無視して進入し、スクールバスの左前部に衝突した。

3. 和解条件

- (1) 乙は、甲に対し、本件事故に関する損害金の支払義務があることを認める。
- (2)上記損害金の額は、スクールバスの車両全損金額4,472,560円、レッカー代394,586円及び代車代5,527,440円の合計10,394,586円とする。
- (3) 乙は、上記金額を甲の指定する期日及び預金口座に支払

うものとする。

議案第64号

市道の路線廃止及び路線認定について

道路法(昭和27年法律第180号)第10条第3項の規定により市道の路線を次のように廃止し、同法第8条第2項の規定により次のように認定する。

平成30年6月7日提出

杵築市長 永 松 悟

記

1. 廃止する路線

四友 公白 云	延長	幅員	起点	備考
路線名	(パードル)	(オードル)	終点	1佣 45
恵良1号支		5.0~	杵築市山香町大字野原字高月 3667 番 地先	
線	219.7	1 1	杵築市山香町大字野原字フツベ 3856 番 1	
103*			地先	

2. 認定する路線

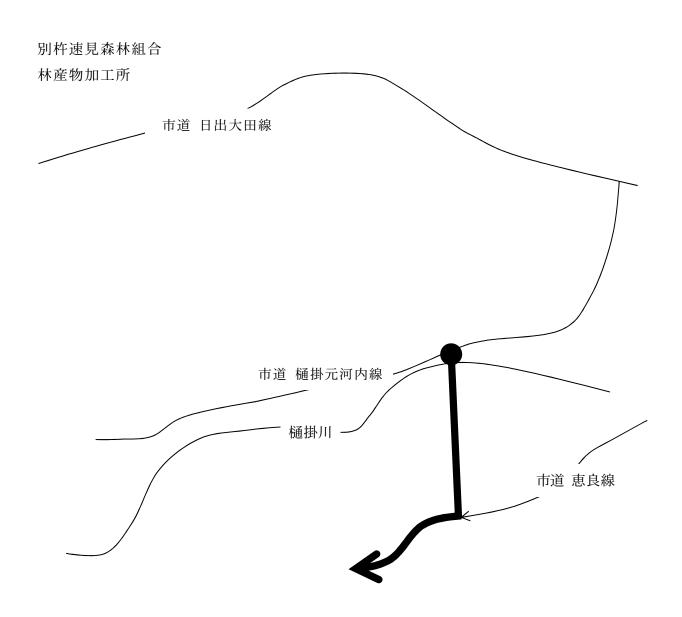
政始友	延長	幅員	起点	供老
路線名	(メートル)	(メートル)	終点	備考
迫下中線	31.0	5.0~	杵築市大字南杵築字池ノ内 504 番 3 地先	
担下中脉	31.0	10.0	杵築市大字南杵築字池ノ内 504 番 6 地先	
恵良1号支		5.0~	杵築市山香町大字野原字高月 3667 番 地先	
線	516.4		杵築市山香町大字野原字樋掛 3851 番 1 地	
nok			先	

廃止

えらいちごうしせん **恵良1号支線**

$$L = 219.7m$$

 $W = 5.0m \sim 18.0m$



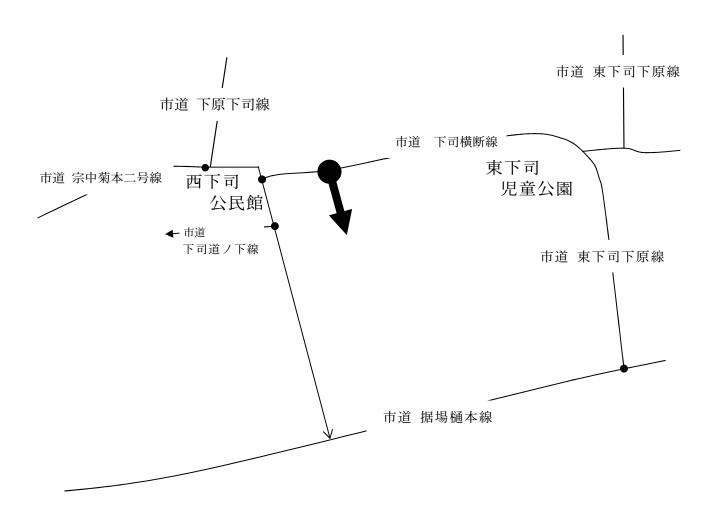
認定

さこしたなかせん **迫下中線**

$$L = 31.0 \text{m}$$

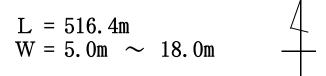
 $W = 5.0 \text{m} \sim 10.0 \text{m}$

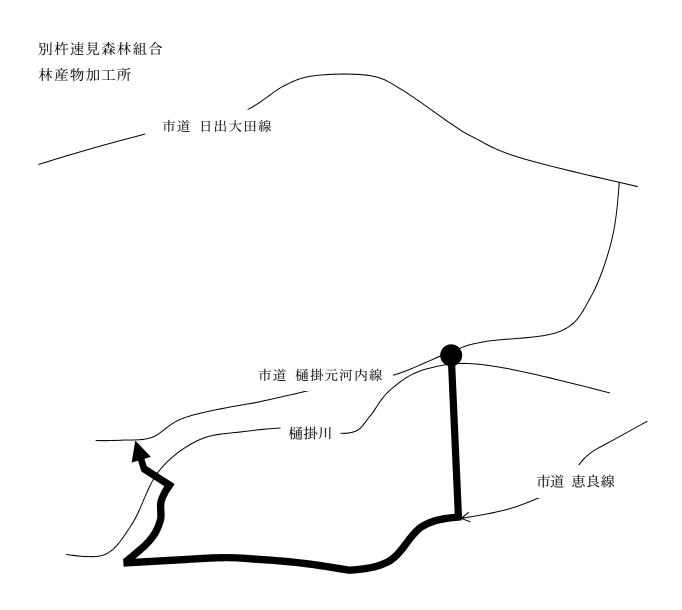
東谷池



認定

えらいちごうしせん **恵良1号支線**





報告第12号

専決処分の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のように専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成30年6月7日提出

専 決 処 分 書

本市が設置管理する市道上で発生した物損事故について、地方 自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成30年5月10日

杵築市長 永 松 悟

記

市は、相手方に与えた事故による損害賠償の額を次のとおり決定し、和解する。

- 1. 損害賠償の相手方 住 所 氏 名
- 2. 事故発生年月日 平成29年7月22日
- 3. 事故発生場所 杵築市山香町大字久木野尾 市道上浄土寺線
- 4. 事故原因・状況

相手方車両が上記の場所を走行中、路面に発生していた穴 ぼこに車両右前部の車輪がはまり、車両の前バンパーを損傷 した。

5. 示談の内容及び損害賠償の額

市の過失割合は70%となり、市は、損害賠償金として、相手方車両の修繕料86,619円を支払う。

報告第13号

一般財団法人杵築市総合振興センターの経営状況について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3第2項 の規定により、一般財団法人杵築市総合振興センターの平成30 年度事業計画並びに平成29年度決算等の状況を別紙のとおり提 出する。

平成30年6月7日提出

- 一般財団法人杵築市総合振興センターの経営状況報告書
 - 1. 平成30年度事業計画及び予算関係書類(別冊)
 - 2. 平成29年度事業報告及び決算関係書類(別冊)

報告第14号

公益社団法人杵築市地域活性化センターの経営状況 について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3第2項の規定により、公益社団法人杵築市地域活性化センターの平成30年度事業計画並びに平成29年度決算等の状況を別紙のとおり提出する。

平成30年6月7日提出

公益社団法人杵築市地域活性化センターの経営状況報告書

- 1. 平成30年度事業計画及び予算関係書類(別冊)
- 2. 平成29年度事業報告及び決算関係書類(別冊)

報告第15号

株式会社きっとすきの経営状況について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3第2項の規定により、株式会社きっとすきの平成30年度事業計画等の状況を別紙のとおり提出する。

平成30年6月7日提出

株式会社きっとすきの経営状況報告書

1. 平成30年度事業計画及び予算関係書類(別冊)

報告第16号

繰越明許費繰越計算書について

平成29年度杵築市一般会計予算のうち、平成30年度に別紙のとおり繰り越したので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第146条第2項の規定により報告する。

平成30年6月7日提出

(一般会計-1)

平成29年度 杵築市一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位:円)		1	反对例	0	10,760,000	1,227,000	28,264,000	164,554			
		111/	その他	0	0	1,095,000	0	0			
	左の財源内訳	未収入特定財源	方 債	0	0	0	0	92,000,000			
		*	#	*	*	国県支出金地	0	32,250,000	5,418,000	115,327,000	63,765,000
		既収入	特定財源	0	0	0	0	149,446			
		翌年度繰越額既 特		0	43,010,000	7,740,000	143,591,000	156,079,000			
	《异七代四日 三个 建	繰越明許費設 定 額		1,800,000	43,010,000	7,740,000	150,859,000	181,433,000			
		事業名		事業名 マイナンバー制度改正対応 事業		3. 戸籍住民登録費マイナンバー制度改正対応 事業	地籍調査費	農地耕作条件改善事業	活力あふれる園芸産地整備 事業 (旧:次世代を担う園芸産地整備)	社会資本整備総合交付金事業 業 (市駅錦江橋線、横断一号線 西溝井工区、平山線、橋梁長寿命化修繕事業)	
				3. 戸籍住民登録費	5. 統計調査費	1. 農業費	1. 農業費	2. 道路橋梁費			
				2. 総務費	2. 総務費	5. 農林水産業費	5. 農林水産業費	7. 土木費			

(一般会計-2)

平成29年度 杵築市一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位:円)		4元 日子 3店	双 对 烁	13,507,520	2,954,000	0	4,858,000	4,602,468
			· の 他	1,620,000	0	0	0	0
	左の財源内訳	未収入特定財源	地 方 債 そ	0	54,000,000	0	18,500,000	3,600,000
	- 7	¥	国県支出金地	9,180,000	13,353,000	0	0	53,419,000
		既 収 入	特定財源	627,480	0	3,687,000	0	1,724,532
	翌年度繰越額既			24,935,000	70,307,000	3,687,000	23,358,000	63,346,000
			以不服	26,216,000	70,307,000	3,687,000	23,358,000	78,371,000
	項 事業名		** ** ** ** ** ** ** **		小学校施設整備事業	杵築中学校改築事業	学校給食センター改築事業	耕地災害復旧事業 (現年補助分)
				3. 河川費	2. 小学校費	3. 中学校費	6. 保健体育費	1. 農林水産業施 設災害復旧費
		禁		7. 土木貴	9. 教育費	9. 教育費	9. 教育費	10. 災害復旧費

(一般会計一3)

平成29年度 杵築市一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位:円)		加州加	及对例	795,136	18,385,000	15,193,000	100,710,678		
		1) 他	0	0	0	2,715,000 1		
	尺	源	債 その	0	0	0			
	左の財源内訳	未収入特定財源	为	3,500,000	47,100,000	11,800,000	230,500,000		
	7	未	 	未	国県支出金 地	0	85,822,000	0	378,534,000
		既収入	特定財源	297,864	26,000	0	6,512,322		
	翌年度繰越額既			4,593,000	168,200,000 151,333,000	26,993,000	718,972,000		
	4年 4年 00 学生 建	裸越切計算 語 佐 箱	以不受	4,666,000	168,200,000	26,993,000	786,640,000		
	款 項 事業名		業 意		公共土木施設災害復旧事業(現年分)	公共土木施設災害復旧事業(単独分)	十 合 計		
					2. 公共土木施設 災害復旧費	2. 公共土木施設 災害復旧費	— 般 会 計		
				10. 災害復旧費	10. 災害復旧費	10. 災害復旧費			

報告第17号

繰越明許費繰越計算書について

平成29年度杵築市公共下水道事業特別会計予算のうち、平成30年度に別紙のとおり繰り越したので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第146条第2項の規定により報告する。

平成30年6月7日提出

(公共下水一1)

平成29年度 杵築市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書

	1=-/	0	0
(単位:円	災		O
到	一		
世	- 般財源		
	1		
	租	0	0
	の 他		
	6		
	1-1 N		
	世族 美	00	00
	新 定則	0,00	0,00
	対が	5,40	5,40
	左の財源内訳 未収入特定財源 地 方 債	16,980,000 172,378,000 155,400,000	16,980,000 172,378,000 155,400,000
	左 <i>0</i> 末収 国 県 支 出 金 地	00	00
	田田	8,0(8,0(
	支	2,37	2,37
	運	172	172
	→ 原	0	0
	坂 入定 財源	0,00	0,00
	京 京 財	,980	,980
	(U.1.15	16	16
	翌年度繰越額 既 特	0	0
	i 越	344,758,000	3,00
	英辮	,758	,758
	[年]	344	344
	123	0	344,758,000
	費額	000'1	- 1
	繰越明許 設 定 4	344,811	344,811
	認度の	344	344
	樂□□		
	谷	茅木	11111111
	洲	##·	/_
	₩	河	⟨□
		17	11111111
		公共下水道事業	- -
		曹	公共下水道事業特別会計
		業	
	严	判	溥
		1. 下水道事業費	Ť Ľ
		r 1	#
	桊	-jmi #im/	4
	当代	2. 下水道 事業費	
		2. 下量	

報告第18号

繰越計算書について

平成29年度杵築市水道事業会計予算のうち、平成30年度に 別紙のとおり繰り越したので、地方公営企業法(昭和27年法律 第292号)第26条第3項の規定により報告する。

平成30年6月7日提出

(上水道一1)

平成29年度 杵築市水道事業会計繰越計算書

(単位:円)	明	- 関係 - 事の - 多工	- 関係 - 事の - 多工	- 関係 - 事の - 多工	12 13 13 13 13 13 13 13 13 13 13 13 13 13	- 関係 - 1事の - 2上
(単位	説	本工事に関係 する他工事の 遅延によるエ 期延長	本工事に関係 する他工事の 遅延によるエ 期延長	本工事に関係 する他工事の 遅延による工 期延長	設計変更によ 0 る工期延長	本工事に関係 する他工事の 遅延によるエ 期延長
	不用額	0	0	0	0	0
五十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	たの対源 横 横 関保資金	4,040,000	9,383,000	2,665,000	2,371,000	7,560,000
1	左07敗 企業債	0	0	0	0	0
	翌年度 繰越額	4,040,000	9,383,000	2,665,000	2,371,000	7,560,000
	支払義務発 生額	1,900,000	0	1,250,000	0	0
うの繰越額	予算計上額	5,940,000	9,383,000	3,915,000	2,371,000	7,560,000
地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額	事業名 機断一号配水管布設替工事		市駅錦江橋配水管布設替 工事	浜篠原線配水管布設替工 事	田居地区配水管布設替工 事その1	県道大田杵築線配水管布 設替工事
業法第26条第	道	1. 1. ② 1. ② 1. ② 1. ② 1. ② 1. ② 1. ② 2. ② 2	1. 建設改良費	1. 1. 1.	1.	1. 1. 1.
地方公営企	款	1. 資本的支出	1. 資本的支出	1. 資本的支出	1. 資本的支出	1. 資本的支出

(上水道-2)

平成29年度 杵築市水道事業会計繰越計算書

(単位:円)		記明	仕様再検討に	₹ ₩ ₹	設計	0 る工期延長	
	E	个用額	Ć	0		0	0
	左の財源内訳	損益勘定 留保資金		5,249,000		60,000	31,328,000
	左の財	企業債	Ć	0		92,500,000	92,500,000
	超年度	翌年度 繰越額 5,249,000		5,249,000		92,560,000	123,828,000
	支払義務 発 生 額		Ć	0		0	3,150,000
骨の繰越額	予算計上額			5,249,000		92,560,000	126,978,000
地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額	事業名		業 施設 加設		杵築浄水場宝協設計委託		丰 也
業法第26条第	<u>1</u>	渔	1. 1. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2.		1.	ζ ζ	水道事業会計
地方公営企	ì	款	1. 資本的支出		1. 答太的专用		